



平成24年1月16日
岡山市消費生活センター

公的機関の委託業者であると偽る 投資勧誘電話が発生しています！！

事例：

知らない業者から、鉱山採掘業者のパンフレットが自宅に届き、その中に「悪質業者に注意！」というチラシも同封されていた。

数日後、その業者から電話があり、「県の委託を受け、悪質商法の注意喚起を行っている」「金の買取業者が訪問していないか」などと話され、様々な悪質業者の手口と注意点を親切にアドバイスしてくれた。

その後、話はパンフレットの内容になり「この投資は安心できるものである」と鉱山の採掘権の投資を勧められた。

不審だと思うが、信じていいのか？



被害にあわないためのアドバイス

- ・ 公的機関の委託業者を装い、「被害者にアドバイス」「被害調査」などと言って電話をかけ、消費者を安心させたうえで、契約をさせる手口が横行しています。
- ・ 公的機関が外部に委託して、個々の消費者に、悪質商法の手口や注意点などを電話してくることはありません。
- ・ 「あなただけがもうかる」といったうまい話はありませんので、勧誘されてもきっぱり断りましょう。
- ・ 一人で判断せず、家族や信頼できる人などに相談しましょう。
- ・ 少しでも不審を感じたり、契約に納得できない場合は、消費生活センターに相談するようにしましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時